

唐津市公告

唐津市営土地改良事業（基幹水利施設管理事業）計画の変更について

唐津市営土地改良事業（基幹水利施設管理事業）計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第2項の規定により公告する。

なお、当該変更後の土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者で、その農用地において耕作又は養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者で、その農用地又は農用地以外の土地について、この土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により、令和8年10月30日までに唐津市農業委員会に申し出られたい。

令和8年10月19日

唐津市長 峰 達 郎



1 変更後の土地改良事業の計画の概要

- (1) 市町営土地改良事業上場地区（維持管理）変更計画概要書 別添のとおり
- (2) 地域を記載した書面 別添のとおり

2 公告の期間

令和8年10月19日から令和8年10月23日まで